

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十四号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正に伴う、規定の整備を行うための改正

二 内容

法改正に伴う規定の整備

三 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行